

海津市地域防災計画（第3編 原子力対策編）新旧対照表

(新)

(旧)

(修正理由)

<p>第1章 総則</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 略</p> <p>2. 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和6年9月。以下「指針」という。 )を遵守する。</p> <p>また、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合を図るものとする。</p> <p>第3節～第4節 略</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。</p> <p>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、<u>住民及び観光客や通勤・通学者といった一時滞在者</u> (以下「住民等」という。)の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>なお、本章以降の事項における <u>感染症対策</u> については、岐阜県の「原子力災害時における <u>感染症対策要領</u>」等に基づき実施することとする。</p> <p>第1節～第9節 略</p> <p>第10節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備</p> <p>市は、県及び国による飲食物の摂取制限<u>及び出荷制限</u>指示が出された場合に備え、市民への指示伝達、周知方法等をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 略</p> <p>2. 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(平成24年10月31日策定。令和5年11月1日最終改正。以下「指針」という。)を遵守する。</p> <p>また、岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合を図るものとする。</p> <p>第3節～第4節 略</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、<u>住民等</u> の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>なお、本章以降の事項における <u>新型コロナウイルス感染症対策</u> については、岐阜県の「原子力災害時における <u>新型コロナウイルス感染症対策要領</u>」等に基づき実施することとする。</p> <p>第1節～第9節 略</p> <p>第10節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備</p> <p>市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示 <u> </u> が出された場合に備え、市民への指示伝達、周知方法等をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>
---	---	---

海津市地域防災計画（第3編 原子力対策編）新旧対照表

(新)

(旧)

(修正理由)

<p>第11節～第16節 略</p> <p>第3章 緊急事態応急対策          第1節～第4節 略          第5節 屋内退避、避難等の防護活動          1～2 略          3. 避難者への対応          (1)～(2) 略          (3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備          市は、県と連携し、必要がある場合は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、<u>服用不適切項目該当者</u>等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。</p> <p>第6節 略          第7節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及び避難退域時検査          1. 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等          (略)          また、安定ヨウ素剤服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(<u>令和3年7月。原子力規制庁</u>)によるものとする。</p> <p>第8節 飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限          1. 飲料水、飲食物の摂取制限<u>及び出荷制限</u></p> <p>第9節～第12節 略</p> <p>第4章 略</p>	<p>第11節～第16節 略</p> <p>第3章 緊急事態応急対策          第1節～第4節 略          第5節 屋内退避、避難等の防護活動          1～2 略          3. 避難者への対応          (1)～(2) 略          (3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備          市は、県と連携し、必要がある場合は、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、<u>禁止事項</u>等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。</p> <p>第6節 略          第7節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示及び避難退域時検査          1. 安定ヨウ素剤の配布、服用指示等          (略)          また、安定ヨウ素剤服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(<u>原子力規制庁 令和3年7月21日 一部改正</u>)によるものとする。</p> <p>第8節 飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限          1. 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>第9節～第12節 略</p> <p>第4章 略</p>	<p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p> <p>県防災計画修正に伴う修正</p>
---	--	---